

第 1 2 回半田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 第 3 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 3 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
諮問第 4 号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	欠席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	欠席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第 1 2 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。児童体験農業も無事に終わりお疲れ様でした。私としまして、無事に田植えが終わりホッとしているところでございます。それでは総会を始めさせていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 9 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

本日、議事録署名委員は、1 番の深津延幸委員と 4 番の新美久美子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 3 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。番号 603-4 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請者は広く水稻と季節野菜を栽培されている農家で、今回の申請地はとても広いですが特に問題ないと思います。場所については担当委員をお願いします。

委員

別冊 1 頁をご覧ください。現場も確認しましたが、実際に今年度の作付けもされていまして、一つ離れたところの筆も現状として代掻きを終え植えるばかりとなっていました。場所も問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号 603-4 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号 603-4 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号 603-4 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-5 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は地域の農業関係の団体の代表を務めるなど日ごろから農業に親しむ方で、自宅前の農地も借りてきれいに畑をされている方です。問題はないと思います。場所については別冊 2 頁をご覧ください。現地はすでに畑として植えられている状態で、このままできる人が引継ぐのは問題ないかと思われます。よろしくお願いいたします。

議長

番号 603-5 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-5 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-5 を承認・可決いたします。

続きまして、第 3 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 604-1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。先月の総会で中間管理事業の賃借権設定がされた農地で、耕作を行うことになった法人が農地改良のため埋立てを申請するものです。大量の土を搬入する計画ですので、申請者である法人代表者には法令に沿わぬ行為に及ばぬよう、また周囲の居住者、交通者に迷惑が及ばぬよう話をし、確認しました。事務局補足をお願いします。

事務局

事務局としても前回の総会での議論を受け、申請者及び施工業者と話をしました。また、今回の 4 条申請を受け担当委員、地域の農業委員の方々が、申請者に対し、申請内容についてより慎重に内容の確認を行っていただきました。その結果、申請者も理解があいまいであった点、施工業者からの説明が不足していた点が散見されたため、改めて両者で必要事項の確認と申請取下も含めた検討をしていただきましたが、申請者からこのまま手続きを進めてほしい旨連絡がありましたので総会にかけさせていただいております。

委員

場所について、周囲が埋められ高くなっており、周囲より低いこの土地に水が溜まってしまう状況であり、いまは埋まっているが、水が抜ける水路があれば耕作はできるし、実際 50 年前は耕作していた記憶があるため耕作するのであれば 1 m の嵩上げや整備は必要かと思います。長年沼地であったため機械を入れて耕作するには、このくらいの土を入れて整備をしっかりする必要があるのかもしれない。この下流域には用水路があり、南東にある新池に流入します。新池の水は農業用水としての使用はありません。申請者が納得しているということですが、正直申請者がお金をかけて整備する価値があるのか、法人が 4 条申請で出すことに疑問を感じます。

事務局

事務局としては、申請者に対し、事業についてはあらかじめ農業委員会事務局に相談し、自身の申請内容

については理解の上、提出いただくように今後も説明してまいります。

委員

優良な担い手ですので、トラブルに巻き込まれないように周囲の農業者も今後も指導してまいります。

委員

大きなトラックが通るなど騒音や振動の苦情につながるようになると思う。関係部署とよく連携しておおきな問題にならないように対応に当たってください。

議長

番号 604-1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 604-1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番 604-1 を承認・可決いたします。

続きまして、第 3 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、6 件出ております。

番号 605-13 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。母の所有地に分家住宅を建設したいとの申請です。特に問題ないかと思われま。場所については担当委員よりお願いします。

委員

別冊 4 頁をご覧ください。知多半島道路半田インターを西へ行ったすぐのところ。すでに農地以外の利用がされていた点については、始末書をつけ、今後このようなことのないようにするとのこと。よろしく審議をお願いします。

議長

番号 605-13 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-13 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-13 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-14 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は中古車、中古建設機械の買取・販売・車両のリース等を行う法人で、現在全国に点在している車両置場（ヤード）を本社機能のある半田市に集約しまた併せて規模拡大すべく新しいヤードを整備したいとするものです。属人担当委員にはあらかじめ調査をお願いし申請代理人である書士に話を聞いていただきました。申請については山林等を広く利用する開発で一部が農地であるもので、他法令の申請も適正に進めており、規制や要件も遵守しますとのことで特に問題ないものと考えます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。地域の老人ホームの南側となります。現在は荒廃している農地で転用に至っては特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-14 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-14 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-15 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は家具製造などを行う会社で、材料になる木材を乾燥させる用地として取得し整備したいとのこと。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

別冊 6 頁をご覧ください。市営住宅の交差点を北に行ったところにあり、現在は耕作されておらず森のような状況です。転用に至っては特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-15 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-16 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は建設業を営む法人で、現在借りている土地の返却を求められており、不足する資材置場を設置するため申請に至りました。場所については、別冊 6 頁をご覧ください。西側の道が出入り口になります。よろしくご審議お願いします。

議長

番号 605-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-16 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-17 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は中古車販売や自動車の修理を行う法人で、車両の保管場所が不足しすでに農地を農地以外に利用しており、今回は始末書を備え遡及して申請を行うものです。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。現地を確認したところ配水水路は前面道路に側溝がありますのでそちらに流すことになります。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-17 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-17 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番号 605-17 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-18 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。1 年ほど前に申請があったがその後取り下げがあった件です。譲受人は自動車整備業等を営む法人で、半田市での事業が拡大しているため、車両の保管場所を設置するものです。今回改めて契約内容の合意ができたということで再度申請のあったものです。場所については、別冊 8 頁をご覧ください。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-18 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 4 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、3 件出ております。

番号 1 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は武豊町に本店を置き建設工事請負業等を営む法人で、この度業務拡大に伴い、資材置場、土砂置場、社員駐車場を整備する必要が生じたため、申請地に設置したいとするものです。本件については制度不理解により、すでに利用を開始しており、今回はこれを改め遡及して除外の手続きをとるもので、始末書も添付されて要件も満たしておりますのでこれを受理して差し支えないものと考えております。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 9 頁をご覧ください。東板山バス停の交差点を北東に行った住宅街の中の一 corner であり周りに農地は少なく特に問題ないと思います。

事務局

写真にあった材料等の保管棚については建築物に当たらない旨、建築課にも確認済みです。

申請地は白地に面しており、その他の 6 要件も満たしており特に問題はありません。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

始末書による遡及申請が散見されますが、状況の是正について事務局から何らかの声掛けをしているのか。

事務局

税務課が取り入れた新しいシステムにより詳しく状況が把握できるようになり、要確認と判明したものは順次状況の確認を行うようにしています。

委員

市街化区域で面積は足りていると感じますが、なぜ調整区域の土地を必要なのでしょうか。

事務局

市街化区域の部分だけだと、申請地への進入路が確保できたいため、調整区域の土地も申請に含まれております。

議長

他に番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして番号 2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は申請地の隣接地で飲食販売店を営んでおり、来客者数増加により不足する駐車場の整備のための申請とのこと。すでに駐車場利用をされてしまっており、状況を是正すべく、始末書を添付の上、遡及して申請を行うものです。場所については担当委員をお願いします。

委員

場所については、別冊 10 頁をご覧ください。岩滑小学校から西へ 500mほど行った北側です。

事務局

利用状況の補足をします。申請者は半田で何代も続く米農家が、飲食店として農作物で作ったお弁当なども販売しています。農用地の縁辺部となり、その他 6 要件も満たしており特に問題ないかと思います。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

続きまして番号 3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市において兄弟で大規模に農業を行っている米農家です。この方が唯一所有している農地に農家住宅を建てたいというものです。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員さんよりお願いします。

委員

場所については、別冊 1 1 頁をご覧ください。半田中央病院の裏に当たるところです。この辺りは順番に少しずつ住宅ができていくエリアです。特に問題ないと思います。

事務局

農用地の縁辺部となり、その他 6 要件も満たしており特に問題ないかと思います。

議長

番号 3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番号 3 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 9 件、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 1 6 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

議長

報告第 1 号から第 2 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 1 2 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 3 0 分)